

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

豊能町長 上浦 登

市町村名 (市町村コード)	豊能町 (27321)	
地域名 (地域内農業集落名)	切畑 (切畑)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月5日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

中山間地にあるが、地区内のほとんどの農地は、ほ場整備が完了している。農業者の年齢は、70才代以上が54.9%を占める。後継者も「未定」や「無し」と回答した者が78.9%を占めている状況にある。このような状況下、今後の営農(10年後)については、「現状維持」とした者が半数近く(47.9%)おられ、「拡大」とした者も7%おられた。その一方、「規模縮小」「営農移譲」「離農」と回答した者も40.9%おられた。

地域としては、新規就農者の受け入れが比較的多い地域であるが、前述した規模縮小等の意向者への対応(担い手確保)が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

作付けについては、今後も水稻を中心に展開していき、現耕作者の意欲を低下させないため、まずは、地域全体の獣害対策を検討することと、営農「拡大」意向の者への集積・集約を進める。

また、新規就農者の受け入れについては、積極的に継続して行う。より多くの就農者、かつ末永く耕作してもらうためには、施設等整備(農業用倉庫、トイレ、作業場等)も検討する必要がある。また、大規模経営希望者(社)があったときは、農地を集約することも検討が必要。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	76 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	45 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農地のうち、地権者アンケートで回答が得られた農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域内の担い手と、とよの就農支援塾を始めとする新規就農者等を受け入れ、農地の集積・集約を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
就農希望者が現れたときは、受け手未定の農地を積極的に紹介し、農地中間管理機構を活用し、農地の利用権設定を行っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
ほ場整備を行ってから、相当の年数が経過しているので、水路等の点検を定期的の実施し、補修を計画的に実施していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
就農希望があった際は、町やJA、大阪府北部農と緑の総合事務所(農の普及課)と連携して、育成を行う。 また、大規模経営意向者(社)があった場合は、農地の集約を推進していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
—

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--